○東北地方整備局告示第二百三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成三十年十二月十九日

東北地方整備局長　髙田　昌行

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類　一般国道398号改築工事（雄勝道路・宮城県石巻市雄勝町雄勝字唐桑地内から同市雄勝町雄勝字寺地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県石巻市雄勝町雄勝字唐桑、字呉壺、字船戸神明及び字寺地内

２　使用の部分　宮城県石巻市雄勝町雄勝字唐桑、字呉壺及び字船戸神明地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県石巻市雄勝町水浜字小浜地内から同市雄勝町雄勝字味噌作地内までの延長3.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道398号改築工事（雄勝道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である宮城県は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない区間であり、本件区間の道路管理者である宮城県は、道路法第74条の規定による国道を改築する場合の必要な認可に代えて、本件事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第６条の規定による交付決定を受けていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道398号（以下「本路線」という。）は、宮城県石巻市を起点とし、登米市、栗原市、秋田県湯沢市等を経由して、同県由利本荘市に至る延長約276kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する石巻市の沿岸部は、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けた地域であり、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）沿線の集落も家屋流出等の被害を受けたものである。

このような被害を受け、石巻市は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）に基づき、被害を受けた地域の住家等を安全な地域に集団移転することなどを主な目的とし、防災集団移転促進事業計画（以下「防集事業」という。）を平成24年４月に策定し、住宅団地等の整備を順次実施しているところである。

また、現道は、津波による浸水、路盤損傷等により通行止めになるなど、復旧作業等に支障をきたしたことに加え、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める車線幅員、最小曲線半径等を満たさない区間が存在するなど主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、津波浸水区域を極力回避し、線形等の良好な道路が整備されるとともに、防集事業による周辺の住宅団地等への接続性も確保されることから、災害時における迅速な物資輸送等にも資するなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年11月及び平成29年12月に、任意で大気質及び騒音等の影響、動植物に関する調査等を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音等については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、植物については学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）は確認されておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき種は確認されていない。動物については環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ及びカジカ小卵型、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロウオ及びウラギンスジヒョウモン、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ及びスジグロチャバネセセリその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息環境が広く残されることなどから影響はない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、ニホンウナギ及びカジカ小卵型等について

は、工事に際して濁水対策を講ずることとしている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、宮城県教育委員会との協議の結果、発掘調査の必要はないことが既に確認されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどを主な目的として、道路構造令による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案より延長を短くするトンネル構造によるバイパス案、現道を嵩上げする案の３案について検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は、用地取得面積は最も多くなるものの、現道を嵩上げする案と比べて防集事業で整備される住宅団地等との接続性に優れていること、トンネル構造によるバイパス案と比べて土工バランスが良く施工性に優れ、事業費も抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により損壊等したこと、道路構造令に定める車線幅員、最小曲線半径等を満たさない区間があり、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県石巻市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地　宮城県石巻市雄勝町雄勝字呉壺及び字船戸神明地内